

## 審 査 基 準

令和4年5月13日作成

|   |
|---|
| 法 令 名：道路交通法   |
| 根 拠 条 項：第104条の4第3項  |
| 処 分 の 概 要：申出による免許の付与  |
| 原権者（委任先）：山口県公安委員会   |
| 法 令 の 定 め：道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）、<br>第107条第2項（免許証の返納等）<br>道路交通法施行令第39条の2の3（申請による取消しの際に受けることができる免許の種類）、第39条の2の4（申請による取消しの基準）<br>道路交通法施行規則第30条の9（取消しの申請等） |
| 審 査 基 準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。   |
| 標準処理期間：運転免許課申請の場合 ～ 1日<br>警察署申請の場合 ～ 14日  |
| 申 請 先：山口県公安委員会（申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課又は、警察署の窓口に提出してください。）   |
| 問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部運転免許課（電話 083-973-2900）   |
| 備 考：  |